

地域のお店応援商品券 第4弾

>> まずはこちらをご覧ください 【取扱店の責務】

●店舗引渡し後における商品券の盗難、紛失、滅失に対して実行委員会は責を負いません。併せて、受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は取扱店の責務とする。●取扱店であることが明確になるよう、実行委員会が指定する掲示物を店頭付近に貼付する。●商品券の提示を受けた際、商品券の額面に応じ現金同様の取扱いを行う。なお、商品券の受領に際しての釣銭は支払わないものとする。●受領した商品券は、指定金融機関において、商品券の換金を行うこととする。●使用者が持ち込んだ商品券について「偽造防止がない」、「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会事務局まで報告する。但し、こうした商品券を受領した場合、取扱店の責務とする。●自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は強く禁ずる。●商品券を受取った時は、他店での再使用を防止するため、原則、裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受取りを拒否する。●受領した商品券は、ハサミ等で切り離さないこととする。切り離された商品券の換金には応じない。●商品券の保管並びに管理には、細心の注意を払うこととする。●その他、本事業の目的に反することはできない。

取扱店マニュアル

取扱店様は、上記の【取扱店の責務】を十分に認識した上で、以下のマニュアルに従って、お客様が利用される商品券をお取り扱いいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【1. 取扱店様へ予め送付するもの】

- ポスター
- ステッカー（大）
- ステッカー（小）
- のぼり
- 見本券
- 券面デザインについて（POP）
- 取扱店マニュアル（本紙）
- 「地域のお店応援商品券」換金申込書（ピンク） 以下「換金申込書」という

【2. 販促ツールについて】

- ポスター、ステッカー（大）・（小）、のぼりを送付致しますので、お客様へのPRとなるよう、見やすい場所への掲示してください。（のぼり のポールや注水台は各店舗でご用意ください）
- その他、各店舗にてオリジナルの掲示物を作成いただいて構いません。（費用は各店舗負担）
- 商品券有効期間前から掲示していただいて構いません。但し有効期間後は速やかに取り外してください。

【3. 商品券について】

- 商品券は500円券のみです。見本券を送付致しますのであらかじめご参照ください。
- 送付した見本券で示す券のみが取扱可能な券となります。（第1弾～第3弾で発行した券も取扱できません）
- 商品券にはいくつかの偽造防止策が講じてあります。
 - 管理番号印刷
 - マイクロ文字使用
 - 複写防止
 - シルバーインキ印刷
- 色合い、紙質が明らかに違うなど使用不可能と判別できる場合は受取りを拒否していただき、その事実を速やかに事務局までご連絡ください。
- 有効期間内であるかご確認ください。有効期間は令和4年12月12日（月）～令和5年5月31日（水）
- 商品券の裏面にすでに取扱店コード、取扱店名の記入があるもの（使用済み商品券）、金融機関受付表示欄に押印があるものは受け取らないでください。
- 商品券と現金との交換はできません。
- おつりは支払わないでください。

- 商品券を使用して、購入した商品または受けたサービス等の返品や払戻しには応じないでください。
- 受け取った商品券は再使用などの不正防止のため、受け取った全ての裏面に取扱店社判などで消印をして、使用済み商品券としてください。

その際、①換金枚数が 50 枚未満の場合は換金する全ての裏面に、②換金枚数が 50 枚以上の場合は 50 枚単位または 100 枚単位にしっかりと束ねて各 1 枚目に消印をしてください。

- 使用済み商品券は全て実行委員会が指定する金融機関で換金してください。

【6. 換金について】をご参照ください。

【4. 商品券の使用対象にならないもの】

●出資や金融商品の購入（有価証券等）●国・地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）●換金性があり、広域的に流通しうるものの購入（例：商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、金や銀等）●タバコの購入（たばこ事業法に規定する製造たばこは定価以外の販売ができないため）●事業活動に伴う経費の支払い●資産形成となるものや地代等の支払い（土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場等）●商品券の現金化、金融機関への預け入れ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る支払い●特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの●新潟市有料指定ごみ袋、収入印紙（粗大ごみ）の購入●商品券を担保に供し、または質入すること●その他、法律で商品券による購入が禁じられている商品や、取扱店による除外商品

【5. その他留意事項】

- 取扱店において、この商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め商品券使用者が認識できるように明示してください。
- 「取扱店マニュアル」に記載されていない事項に関しては、必要に応じて協議の上定めます。

【6. 換金について】

- 換金期間は **令和 4 年 12 月 12 日(月) ～ 令和 5 年 6 月 30 日(金)** です。
- 換金漏れ・換金忘れには十分ご注意ください。換金期間を過ぎてからの換金には一切応じられませんので、ご了承ください。また、こまめな換金を推奨致します。
- 換金手数料は無料です。
- 商品券の換金ができる金融機関は、下記の 4 行の新潟市内の店舗です。
 - 第四北越銀行 ●大光銀行 ●新潟信用金庫 ●新潟縣信用組合
- 換金する際には、使用済み商品券は冊子からすべて切り取ってください。
- 商品券の裏面に取扱店社判などで消印の処理がされているか確認してください。

【3. 商品券について】をご参照ください。

- 送付した**換金申込書**に必要事項をご記入いただき、回収した商品券と通帳とともに上記の金融機関へお持ちください。
- 換金申込書**が不足した際には、実行委員会までお申し出ください。再度送付いたします。
- 金融機関では、備え付けの入金票をご記入いただき、合わせて窓口へご提出ください。
- 金融機関ご来店日に通帳へ記帳入金されます。この記帳入金された金額分は**金融機関の 2～3 営業日後にお引き出し可能**となります。

お問合せ先

地域のお店応援商品券実行委員会事務局（協同組合 N I C E 新潟内）

電話 025-246-4822 / FAX 025-246-4838 / Email ouen2022@n-gif10ken.com

営業時間：月曜 ～ 金曜（祝日を除く） 9：00 ～ 17：00